

# 国民健康保険特別会計の動向

## 1 令和8年度の主な制度改正について

### (1) 子ども・子育て支援納付金

国の少子化対策「こども未来戦略」の財源を確保するため、令和8年度から医療保険料（税）に上乗せして徴収される新たな支援金制度です。児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、子ども・子育て支援施策の費用に充てられます。

#### ア. 対象者

全ての医療保険加入者が対象となりますが、低所得者に対する軽減措置（7割、5割、2割）、賦課限度額は現行の医療保険制度に準ずる形で実施されます。

なお、制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以降の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置が講じられます。軽減される分の均等割額は18歳以上の被保険者で案分して負担します。

#### イ. 支援納付金課税額

均等割額 1,191円 平等割額 766円 所得割額 0.30% 賦課限度額 30,000円

18歳以上1人あたり調定額：3,169円／年

(参考) モデルケース 40代夫婦 4人世帯（小・中学生の子ども2人） 夫のみ給与収入有

収入	均等割(1,191円)	平等割(766円)	所得割(0.30%)	計	世帯月額
給与収入65万円（所得0円）7割軽減	714円	229円	0円	943円	79円
給与収入155万円（所得90万円）5割軽減	1,190円	383円	1,410円	2,983円	249円
給与収入297万円（所得200万円）2割軽減	1,904円	612円	4,710円	7,226円	602円
給与収入430万円（所得300万円）軽減なし	2,382円	766円	7,710円	10,858円	905円
給与収入680万円（所得500万円）軽減なし	2,382円	766円	13,710円	16,858円	1,405円

子ども・子育て支援納付金課税額については2月議会で条例改正を行い、政令に委任されている部分（限度額や軽減判定の所得）については政令の公布後、専決処分で行う予定です。

## (2) 令和8年度国民健康保険税の賦課限度額

国民健康保険税の賦課限度額は、地方税法において「納税義務者間の負担の公平を考慮して政令で定める金額を超えることができない」と規定されており、同法施行令に具体的な金額が規定されています。

法定限度額が改正される場合、例年、3月31日に地方税法施行令が公布され、翌日の4月1日から施行されており、令和8年度においても、12月に閣議決定された税制改正大綱に法定限度額の改正が記載されていることから、例年どおりに施行されるものと考えられます。

本市では、この法定限度額を賦課限度額として条例に定めていますが、中低所得者層の負担への配慮から、令和8年3月下旬に法定限度額が改正された場合、同日付で専決処分することとし、令和8年度から賦課限度額を改正したいと考えています。

なお、限度額引上げによって生じた財源を活用し、医療分の所得割率を0.1%引き下げたいと考えています。

### 【賦課限度額改正（案）】

区 分	医療分	支援分	介護分	子ども分	合 計
改正前 (A)	660,000 円	260,000 円	170,000 円	—	1,090,000 円
改正後 (案) (B)	670,000 円	260,000 円	170,000 円	30,000 円	1,130,000 円
比 較 (B)-(A)	10,000 円	0 円	0 円	30,000 円	40,000 円

### (3) 令和8年度国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

低所得世帯への保険税の軽減措置の対象となる課税額に子ども・子育て支援納付金課税額が追加されるとともに、軽減判定所得が、経済動向等を踏まえ改正される見込みです。(地方税法施行令の改正 令和8年3月下旬公布予定)

#### ア. 7割軽減の基準額

7割軽減は現行どおり 基準額 43万円以下

#### イ. 5割軽減の基準額改正

【現行】 基準額 43万円 + (30万5千円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1))

↓ [給与収入 138.5万円 国保1人世帯の場合]

5,000円引き上げ

【改正後】 基準額 43万円 + (31万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1))

[給与収入 139万円 国保1人世帯の場合]

#### ウ. 2割軽減の基準額改正

【現行】 基準額 43万円 + (56万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1))

↓ [給与収入 164万円 国保1人世帯の場合]

1万円引き上げ

【改正後】 基準額 43万円 + (57万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1))

[給与収入 165万円 国保1人世帯の場合]

#### (4) 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の見直し

食材費等の高騰や近年の光熱・水道費の上昇を踏まえ、入院時の食費及び入院時の光熱水費の費用額が増額となります。(令和8年6月1日施行)

\* 患者負担額を増額するとともに、所得区分に応じて一定の配慮が行われる予定

##### ①入院時の食費：入院時の食事1食あたりの費用を40円引き上げ

###### ○入院時食事療養標準負担額(1食あたり)

所得区分	現行	施行後	
	本人負担	本人負担	公費負担
住民税課税世帯（下記以外の方）	510円	550円（+40円）	—
住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ）	240円	270円（+30円）	10円
低所得者Ⅰ	110円	130円（+20円）	20円

##### ②入院時の光熱水費：光熱水費1日あたりの費用を60円引き上げ

###### ○入院時生活療養費標準負担額(1日あたり)

\* 65歳以上で療養病床に入院したとき

所得区分	現行	施行後
	本人負担	本人負担
住民税課税世帯（下記以外の方）	370円	430円（+60円）
住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ）		
低所得者Ⅰ		

※指定難病患者であり、住民税非課税かつ1年間の入院日数が90日以上の場合 現行と同じく負担なし

## (5)高額療養費制度の見直し

高額療養費制度について、①各所得区分における月単位の限度額引き上げ、②年間上限の導入、③70歳以上の方の外来特例の上限額引き上げが実施されます。(令和8年8月1日施行)

\*多数回該当(直近12ヵ月間に3回以上高額療養費の対象になった場合、4回目以降の月単位の限度額)は据え置き

ア.70歳未満

所得区分	施行前	施行後	年間上限
<b>【区分ア】</b> 総所得金額合計が901万円～	252,600円+1% <多数回該当：140,100円>	<b>270,300円+1%</b> <多数回該当：140,100円>	<b>168万円</b>
<b>【区分イ】</b> 総所得金額合計が600万円～901万円以下	167,400円+1% <多数回該当：93,000円>	<b>179,100円+1%</b> <多数回該当：93,000円>	<b>111万円</b>
<b>【区分ウ】</b> 総所得金額合計が210万円～600万円以下	80,100円+1% <多数回該当：44,400円>	<b>85,800円+1%</b> <多数回該当：44,400円>	<b>53万円</b>
<b>【区分エ】</b> 総所得金額合計が210万円以下	57,600円 <多数回該当：44,400円>	<b>61,500円</b> <多数回該当：44,400円>	<b>53万円 (※)</b>
<b>【区分オ】</b> 住民税非課税世帯	35,400円 <多数回該当：24,600円>	<b>36,900円</b> <多数回該当：24,600円>	<b>29万円</b>

※住民税非課税ラインを若干上回る「年収200万円未満」区分に該当する方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い

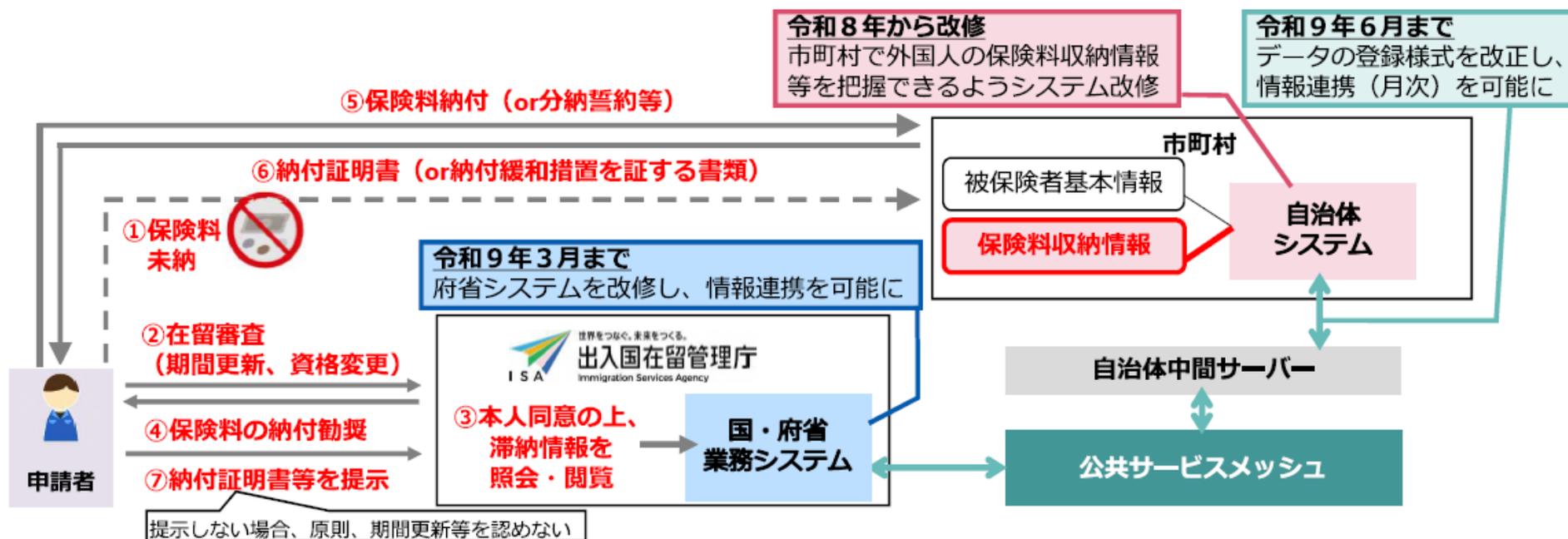
イ.70歳以上

所得区分	施行前	施行後	年間上限
<b>【現役並み所得Ⅲ】</b> 課税所得が690万円以上	252,600円 + 1% < 多数回該当：140,100円 >	270,300円 + 1% < 多数回該当：140,100円 >	168万円
<b>【現役並み所得Ⅱ】</b> 課税所得が380万円～690万円未満	167,400円 + 1% < 多数回該当：93,000円 >	179,100円 + 1% < 多数回該当：93,000円 >	111万円
<b>【現役並み所得Ⅰ】</b> 課税所得が145万円～380万円未満	80,100円 + 1% < 多数回該当：44,400円 >	85,800円 + 1% < 多数回該当：44,400円 >	53万円
<b>【一般】</b> 住民税課税世帯で課税所得が145万円未満	57,600円 < 多数回該当：44,400円 > 外来特例：18,000円 外来年間上限：144,000円	61,500円 < 多数回該当：44,400円 > 外来特例：22,000円 外来年間上限：216,000円	53万円 (※)
<b>【低所得Ⅱ】</b> 住民税非課税世帯で、低所得者Ⅰ以外	24,600円 外来特例：8,000円	25,700円 < 多数回該当：24,600円 > 外来特例：11,000円 外来年間上限：96,000円	29万円
<b>【低所得Ⅰ】</b> 住民税非課税世帯で、所得が一定基準に満たない世帯	15,000円 外来特例：8,000円	15,700円 外来特例：8,000円	18万円

※住民税非課税ラインを若干上回る「年収200万円未満」区分に該当する方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い

## (6) 外国人被保険者に対する未納対策

令和8年度より、入国初年度の保険税について前納を可能とする仕組みが制度化されるため、導入時期について県内市町村で協議・検討を進めるとともに、令和9年6月から入管庁と連携した在留資格審査への滞納情報の反映開始に向けて、国から必要な情報が示され次第、補正予算を計上し、収納情報を連携するためのシステム改修を行う予定です。



## 2 令和8年度国民健康保険特別会計当初予算（案）について

### (1) 概況

令和8年度国民健康保険特別会計の予算総額は57億2,049万5,000円で、前年度と比べ4億4,485万1,000円の増額(8.4%)となります。

また、国民健康保険基金は、被保険者の負担軽減のため7,000万円を活用します。

#### ア. 歳入歳出の総額

	令和8年度(A)	令和7年度(B)	増減(A)－(B)	比較(A)・(B)
予算総額	5,720,495千円	5,275,644千円	444,851千円	8.4%

#### イ. 国民健康保険基金の状況

年 度	前年度末残高(C)	当該年度取崩額(D)	当該年度積立額(E)	当該年度末残高 (C)－(D)＋(E)
令和7年度決算見込(F)	71,673,346円	70,000,000円	100,200,685円	101,874,031円
令和6年度決算(G)	121,654,998円	100,000,000円	50,018,348円	71,673,346円
増減(F)－(G)	△49,981,652円	△30,000,000円	50,182,337円	30,200,685円

## (2) 被保険者数等の状況

令和8年度末の被保険者数については、8,970人で、前年度末と比べ411人(△4.4%)減少する見込みです。主な要因は、人口構造の変化及び被用者保険の適用拡大の影響によるものです。

区分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減 (A)-(B)	比較 (A)・(B)
世帯数	6,169 <sup>世帯</sup>	6,347 <sup>世帯</sup>	△ 178 <sup>世帯</sup>	△ 2.8 <sup>%</sup>
被保険者数	8,970 <sup>人</sup>	9,381 <sup>人</sup>	△ 411 <sup>人</sup>	△ 4.4 <sup>%</sup>

	令和8年度 (C)	令和7年度 (D)	増減 (C)-(D)	比較 (C)・(D)
被保険者数	2,895 <sup>人</sup>	3,187 <sup>人</sup>	△ 292 <sup>人</sup>	△ 9.2 <sup>%</sup>

(※) 介護保険第2号被保険者 … 40～64歳の者。

### 所得の状況

(令和7年度本算定時点)

所得区分 (円)	世帯	割合 (%)
未申告	120	1.9
0	1,653	25.8
1 ~ 1,000,000	1,762	27.5
1,000,001 ~ 2,000,000	1,679	26.2
2,000,001 ~ 3,000,000	547	8.5
3,000,001 ~ 4,000,000	268	4.2
4,000,001 ~ 5,000,000	120	1.9
5,000,001 ~	261	4.1
合計	6,410	100.0

### 軽減の状況

(令和7年10月時点)

区分	世帯	割合	人数	割合
7割軽減	2,259 <sup>世帯</sup>	34.9 <sup>%</sup>	2,844 <sup>人</sup>	28.3 <sup>%</sup>
5割軽減	1,019	15.7	1,729	17.2
2割軽減	782	12.1	1,367	13.6
合計	4,060	62.7	5,940	59.1
全体	6,475	—	10,052	—

### (3) 歳入予算の状況

令和8年度の歳入予算総額は、前年度と比べ4億4,485万1,000円の増額となります。

主な要因は、被保険者数は減少するが、高齢化により一人当たりの医療費が増加したことによる県支出金の増額です。

款	名 称	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減 (A) - (B)	主 な 増 減 理 由
1	国民健康保険税	千円 1,017,339	千円 1,017,721	千円 △ 382	被保険者数の減
2	使用料及び手数料	310	310	0	
3	国庫支出金	5,280	0	5,280	子ども・子育て支援金に係るシステム改修国庫補助金の増
4	県支出金	4,005,763	3,577,581	428,182	保険給付費等普通交付金の増
5	財産収入	510	144	366	基金残高の増
6	繰入金	676,888	663,586	13,302	保険基盤安定繰入金等の増
7	繰越金	1	1	0	
8	諸収入	14,404	16,301	△ 1,897	第三者納付金の減
	歳 入 合 計	5,720,495	5,275,644	444,851	

#### (4) 国民健康保険税の収納等の状況

令和8年度の国民健康保険税の収納状況については、現年課税分では子ども・子育て支援納付金分の追加により、前年度と比べ調定額で281万6,000円の増額、収納額で508万3,000円の増額となる見込みです。また、滞納繰越分では未収金の減により、前年度と比べ調定額は1,507万4,000円の減額、収納額は546万5,000円の減額となる見込みです。

収納率については、現年課税分は96.0%で前年度と比べ0.2ポイント増加、滞納繰越分は20.3%で前年度と比べ1.1ポイント減少する見込みです。

区分		令和8年度(A)			令和7年度(B)			比較(A) - (B)		
		調定額(※1)	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
現年課税分	(※2) 医療分	千円 687,132	千円 663,358	% 96.5	千円 695,387	千円 668,545	% 96.1	千円 △ 8,255	千円 △ 5,187	% 0.4
	(※3) 後期高齢者支援金分	千円 224,054	千円 216,481	% 96.6	千円 237,934	千円 228,464	% 96.0	千円 △ 13,880	千円 △ 11,983	% 0.6
	(※4) 介護納付金分	千円 82,396	千円 74,372	% 90.3	千円 82,970	千円 76,465	% 92.2	千円 △ 574	千円 △ 2,093	% △ 1.9
	(※5) 子ども・子育て支援納付金分	千円 25,525	千円 24,346	% 95.4	千円	千円	%	千円 25,525	千円 24,346	% 95.4
	小計	千円 1,019,107	千円 978,557	% 96.0	千円 1,016,291	千円 973,474	% 95.8	千円 2,816	千円 5,083	% 0.2
滞納繰越分	医療分	千円 125,821	千円 25,719	% 20.4	千円 137,886	千円 29,617	% 21.5	千円 △ 12,065	千円 △ 3,898	% △ 1.1
	後期高齢者支援金分	千円 37,979	千円 7,842	% 20.6	千円 41,002	千円 8,944	% 21.8	千円 △ 3,023	千円 △ 1,102	% △ 1.2
	介護納付金分	千円 27,695	千円 5,221	% 18.9	千円 27,681	千円 5,686	% 20.5	千円 14	千円 △ 465	% △ 1.6
	小計	千円 191,495	千円 38,782	% 20.3	千円 206,569	千円 44,247	% 21.4	千円 △ 15,074	千円 △ 5,465	% △ 1.1

(※1) 調定額 … 国民健康保険税を課税した金額。

(※2) 医療分 … 被保険者の保険給付費等の財源となるもので、すべての被保険者が負担する。

(※3) 後期高齢者支援金分 … 後期高齢者医療制度を運営するための財源となるもので、すべての被保険者が負担する。

(※4) 介護納付金分 … 介護保険を運営するための財源となるもので、40～64歳までの被保険者（介護保険第2号被保険者）が負担する。

(※5) 子ども・子育て支援納付金分 … 子ども・子育て支援施策を行うための財源となるもので、すべての被保険者が負担する。

## (5) 一般会計からの繰入金の状況

令和8年度の一般会計からの繰入金の総額は、前年度と比べ1,330万2,000円の増額となります。

区分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減 (A) - (B)	主な増減理由
① 保険基盤安定分 (※1)	338,247	307,659	30,588	保険税率増及び子ども・子育て支援金分の追加による増
② 未就学児均等割保険税軽減分 (※2)	2,605	2,091	514	保険税率増及び子ども・子育て支援金分の追加による増
③ 職員給与費等分 (※3)	161,305	161,797	△ 492	受診対象者数の減少による特定健診等事業費の減
④ 産前産後保険税軽減分 (※4)	364	339	25	保険税率増及び子ども・子育て支援金分の追加による増
⑤ 出産育児一時金分 (※5)	0	10,000	△ 10,000	出産育児一時金の費用を県支出金で充当することによる皆減
⑥ 国保財政安定化支援分 (※6)	87,415	92,200	△ 4,785	軽減世帯数の減
⑦ 福祉医療波及分 (※7)	16,952	19,500	△ 2,548	医療費の減
合 計	606,888	593,586	13,302	

(※1) 保険基盤安定分 … 低所得者にかかる国民健康保険税の法定軽減分などの財政補填として繰り入れるもの。

(※2) 未就学児均等割保険税軽減分 … 未就学児均等割保険税軽減分を繰り入れるもの。

(※3) 職員給与費等分 … 国民健康保険特別会計で支出した人件費や事務費等を繰り入れるもの。

(※4) 産前産後保険税軽減分 … 産前産後期間の保険税軽減分を繰り入れるもの。

(※5) 出産育児一時金分 … 出産育児一時金の3分の2を繰り入れるもの。(令和8年度より廃止)

(※6) 国保財政安定化支援分 … 国民健康保険の財政基盤の強化等を図るための地方交付税による財政措置分を繰り入れるもの。

(※7) 福祉医療波及分 … 市が行っている福祉医療(障害者やひとり親の医療費の助成)にかかる国庫支出金減額分を繰り入れるもの。

## (6) 歳出予算の状況

令和8年度の歳出予算総額は、前年度と比べ4億4,485万1,000円の増額となります。

主な要因は、被保険者数は減少するが、高齢化により一人当たりの医療費が増加したことによる保険給付費の増額です。

款	名 称	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減 (A) - (B)	主 な 増 減 理 由
1	総務費	千円 131,793	千円 128,166	千円 3,627	子ども・子育て支援金制度に対応するシステム改修費の増
2	保険給付費	3,921,926	3,489,186	432,740	被保険者数は減少するが、高齢化による一人当たり医療費の増
3	国民健康保険事業費納付金(※1)	1,525,138	1,506,887	18,251	子ども・子育て支援金分の増
4	保健事業費	126,150	135,111	△ 8,961	特定健診受診者数の減
5	基金積立金	510	144	366	基金残高見込額の増
6	公債費	188	150	38	利率の増
7	諸支出金	4,790	6,000	△ 1,210	実績による減
8	予備費	10,000	10,000	0	
歳 出 合 計		5,720,495	5,275,644	444,851	

(※1) 国民健康保険事業費納付金 … 県に支払う納付金で、県が市町村に支払う保険給付費等交付金の財源となる。

## (7) 保険給付費の状況

令和8年度の主な保険給付費の総額は、前年度と比べ4億3,618万2,000円の増額となります。

主な要因は、被保険者数は減少するが、高齢化により一人当たりの医療費が増加したことによる保険給付費の増額です。

### 主な保険給付費の状況（出産育児一時金を除く）

	令和8年度			令和7年度			比 較			
	保険給付額 (A)	被保険者数 (B)	1人当金額 (A)/(B)× 1000 (C)	保険給付額 (D)	被保険者数 (E)	1人当金額 (D)/(E)× 1000 (F)	保険給付額 (A)－(D)	被保険者数 (B)－(E)	1人当金額 増減 (C)－(F)	1人当金額 比較 (C)・(F)
療養給付費 (※1)	千円 3,377,600	人 9,152	円 369,056	千円 3,002,235	人 9,749	円 307,953	千円 375,365	人 △ 597	円 61,103	% 19.8
療 養 費 (※2)	千円 54,119	人 9,152	円 5,913	千円 49,087	人 9,749	円 5,035	千円 5,032	人 △ 597	円 878	% 17.4
高額療養費 (※3)	千円 461,768	人 9,152	円 50,455	千円 405,983	人 9,749	円 41,644	千円 55,785	人 △ 597	円 8,811	% 21.2
合 計	千円 3,893,487	人 9,152	円 425,425	千円 3,457,305	人 9,749	円 354,632	千円 436,182	人 △ 597	円 70,793	% 20.0

被保険者数は、3～2月の年間平均

(※1) 療養給付費 … 保険者が医療機関等に支払う診療報酬（自己負担割合が3割の場合の残り7割分）など

(※2) 療 養 費 … 柔道整復師等に支払われる保険給付費や補装具等の保険給付費

(※3) 高額療養費 … 医療費の自己負担額が、世帯の所得状況等により定められている上限額を超えた場合に支給されるもの

### 3 基金の活用について

令和6年度末の国民健康保険基金の現在高は7,167万3,346円です。

令和7年度は、7千万円を取り崩しますが、令和6年度決算歳入歳出差引額のうち1億円を基金へ積み立て、令和7年度末の現在高は約1億円となる見込みです。

令和8年度においては、引き続き、被保険者の負担軽減のため、7,000万円を活用します。

年 度	前年度末残高(E)	当該年度取崩額(F)	当該年度積立額(G)	当該年度末残高 (E)-(F)+(G)
令和7年度(見込)	71,673,346 円	70,000,000 円	100,200,685 円	101,874,031 円
令和8年度(見込)	101,874,031 円	70,000,000 円	50,000,000 円	81,874,031 円

(1) 納付金及び標準保険税率の状況

ア. 納付金

区分		総額			一人当たり			
		令和8年度(円)	令和7年度(円)	増減(円)	令和8年度(円)	令和7年度(円)	増減(円)	増減率(%)
和歌山県	医療分	20,082,144,693	20,637,386,762	△555,242,069	109,609	106,844	2,765	2.6
	支援金分	6,047,670,958	6,145,988,587	△98,317,629	33,008	31,819	1,189	3.7
	介護分	2,235,144,971	2,147,321,591	87,823,380	34,378	31,723	2,655	8.4
	子ども・子育て支援分	604,952,582	-	604,952,582	3,302	-	3,302	-
	計	28,969,913,204	28,930,696,940	39,216,264	180,297	170,386	9,911	5.8
海南市	医療分	1,064,091,105	1,075,579,486	△11,488,381	116,269	110,327	5,942	5.4
	支援金分	316,896,651	323,118,219	△6,221,568	34,626	33,144	1,482	4.5
	介護分	112,371,481	108,187,486	4,183,995	34,887	31,914	2,973	9.3
	子ども・子育て支援分	31,776,574	-	31,776,574	3,472	-	3,472	-
	計	1,525,135,811	1,506,885,191	18,250,620	189,254	175,385	13,869	7.9

※令和8年度本係数による試算

イ. 本市の標準保険税率

区分	令和8年度			令和7年度			比較		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
医療分	7.54	34,337	23,982	7.67	32,440	22,559	△0.13	1,897	1,423
支援分	2.42	11,291	7,886	2.54	10,958	7,621	△0.12	333	265
介護分	2.30	11,501	5,922	2.24	10,460	5,430	0.06	1,041	492
子ども分	0.30	1,191	766	-	-	-	0.30	1,191	766
計	12.56	58,320	38,556	12.45	53,858	35,610	0.11	4,462	2,946

## (2) 基金の活用方針

以下の条件およびモデルケースにより税額の推移を算定。

### <税率算定条件>

- ① 県から示される標準保険税率を参考に、標準割合は、第三期運営方針に示された割合（応能：応益 = 50：50）とする。
- ② 新たに課税される、子ども・子育て支援納付金課税額については、和歌山県国保運営方針連携会議で取り決めた算定方針に基づき、令和12年度からの保険税の県統一化に先立って、県下一律の保険税率とする。
- ③ 保険税額等は、令和7年度の課税データによる試算である。
- ④ 被保険者の中長期的な負担軽減になるよう基金を活用する。
- ⑤ 低所得者への配慮として、均等割、平等割が標準保険税率を下回るよう基金を活用する。
- ⑥ 今後の医療費の動向や診療報酬の改定等は加味していない。

国保加入世帯のモデルケース

単位：円

	家族構成		収入		所得	備 考
A	70歳以上	1人世帯	年金	1,100,000	0	国保加入世帯で一番多いケースは、「1人世帯」、「所得ゼロ」、「70～74歳」
B	55歳夫婦	2人世帯	給与	約 1,920,000	1,263,000	国保世帯の平均所得 約 1,263,000 円、 平均世帯人数 約 1.59 人、平均年齢 56.5 歳
C	40歳代夫婦と 子供1人	3人世帯	給与	約 2,800,000	1,886,000	所得あり世帯の平均所得 約 1,886,000 円

令和8年度改定後の見通し

単位：円

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R11-H29
基金活用額	-	1億	1.7億	1.4億	1.5億	1.8億	1.2億	1億	0.7億	0.7億	0.7億	0.5億	0.5億	
所得割率	12.9%	10.3%	11.3%	11.2%	11.2%	11.7%	11.6%	11.7%	12.2%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	
資産割率	60%	29%	19%	9%	廃止									
モデルケースA	18,700	17,900	17,900	17,900	17,900	18,700	18,400	18,800	21,500	22,700	22,700	22,700	22,700	4,000
前年度比		▲ 800	0	0	0	800	▲ 300	400	2,700	1,200	0	0	0	
モデルケースB	226,700	188,200	191,100	185,700	181,500	188,700	187,100	189,400	213,600	220,400	215,600	215,600	215,600	▲ 11,100
前年度比		▲ 38,500	2,900	▲ 5,400	▲ 4,200	7,200	▲ 1,600	2,300	24,200	6,800	▲ 4,800	0	0	
モデルケースC	348,400	283,300	287,900	278,000	270,300	281,700	279,600	282,700	323,500	332,700	326,000	326,000	326,000	▲ 22,400
前年度比		▲ 65,100	4,600	▲ 9,900	▲ 7,700	11,400	▲ 2,100	3,100	40,800	9,200	▲ 6,700	0	0	

令和8年度は基金を7,000万円活用し、被保険者負担を軽減する予定。

また、次年度以降については、例年生じる積立金の金額を5,000万円と想定し、税率の引き下げに活用する。

なお、基金を活用することで全ての税率が標準保険税率を下回るよう抑制する。

(参考) 令和6年度第2回国民健康保険運営協議会で提示した資料

単位：円

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R11-H29
基金活用額	-	1億	1.7億	14億	15億	18億	12億	10億	0.7億	0.5億	0.5億	0.5億	0.5億	
所得割率	12.9%	10.3%	11.3%	11.2%	11.2%	11.7%	11.6%	11.7%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	
資産割率	60%	29%	19%	9.0%	廃止	-	-	-	-	-	-	-	-	
モデルケースA	18,700	17,900	17,900	17,900	17,900	18,700	18,400	18,800	21,500	21,800	21,800	21,800	21,800	3,100
前年度比		▲ 800	0	0	0	800	▲ 300	400	2,700	300	0	0	0	
モデルケースB	226,700	188,200	191,100	185,700	181,500	188,700	187,100	189,400	206,700	208,700	208,700	208,700	208,700	▲ 18,000
前年度比		▲ 38,500	2,900	▲ 5,400	▲ 4,200	7,200	▲ 1,600	2,300	17,300	2,000	0	0	0	
モデルケースC	348,400	283,300	287,900	278,000	270,300	281,700	279,600	282,700	308,200	311,000	311,000	311,000	311,000	▲ 37,400
前年度比		▲ 65,100	4,600	▲ 9,900	▲ 7,700	11,400	▲ 2,100	3,100	25,500	2,800	0	0	0	

新規積立金を活用し、令和7年度の被保険者負担を軽減しながら、標準保険税率に徐々に合わせる予定としています。

なお、上記表は、例年生じる積立金の金額を0.5億円と想定し、次年度に加算して税率の引き下げに活用した場合のものとなります。

また、令和7年度県確定係数は令和6年度と比較すると標準保険税率が所得割は引き下げられ、均等割・平等割は引き上げられており、基金を活用することで全ての税率が標準保険税率を下回るよう抑制しています

## 4 令和8年度の税率改正（案）について

令和8年度税率（案）

令和8年度標準保険税率（参考）

(A)	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療分	7.5%	33,000円	23,000円	7.54%	34,337円	23,982円
支援分	2.4%	10,700円	7,400円	2.42%	11,291円	7,886円
介護分	2.2%	10,400円	5,400円	2.30%	11,501円	5,922円
子ども分	0.3%	1,191円	766円	0.3%	1,191円	766円
合計	12.4%	55,291円	36,566円	12.56%	58,320円	38,556円
(参考)1人当たり調定額		114,832円				

令和7年度税率

令和7年度標準保険税率（参考）

(B)	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療分	7.5%	31,700円	22,200円	7.67%	32,440円	22,559円
支援分	2.5%	10,700円	7,400円	2.54%	10,958円	7,621円
介護分	2.2%	10,400円	5,400円	2.24%	10,460円	5,430円
合計	12.2%	52,800円	35,000円	12.45%	53,858円	35,610円
(参考)1人当たり調定額		105,826円				

税率の比較

標準保険税率の比較

(A) - (B)	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療分	0.0%	1,300円	800円	△0.13%	1,897円	1,423円
支援分	△0.1%	0円	0円	△0.12%	333円	265円
介護分	0.0%	0円	0円	0.06%	1,041円	492円
子ども分	0.3%	1,191円	766円	0.30%	1,191円	766円
合計	0.2%	2,491円	1,566円	0.11%	4,462円	2,946円
(参考)1人当たり調定額		9,006円				

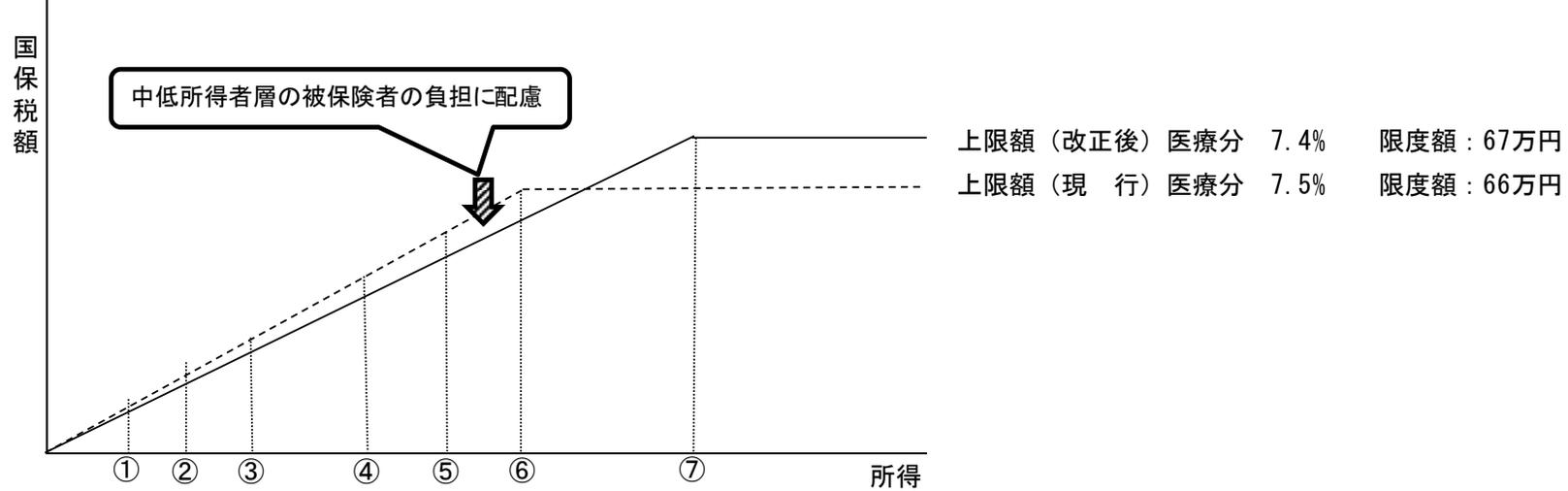
○賦課限度額改正に伴う保険税率の引き下げ（案）

限度額引上げによって生じた財源を活用し、医療分の所得割率を0.1%引き下げる。

区 分	医療分	支援分	介護分	子ども分	合 計	所得割(医療分)率
改正前 (A)	660,000 円	260,000 円	170,000 円	—	1,090,000 円	7.5%
改正後 (案)(B)	670,000 円	260,000 円	170,000 円	30,000 円	1,130,000 円	7.4%
比 較 (B)-(A)	10,000 円	0 円	0 円	30,000 円	40,000 円	▲0.1%

	令和8年度税率（案）			医療分引下げ後（案）			税率（案）との比較		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療分	7.5%	33,000 円	23,000 円	7.4%	33,000 円	23,000 円	△0.1%	0 円	0 円
支援分	2.4%	10,700 円	7,400 円	2.4%	10,700 円	7,400 円	0%	0 円	0 円
介護分	2.2%	10,400 円	5,400 円	2.2%	10,400 円	5,400 円	0%	0 円	0 円
子ども分	0.3%	1,191 円	766 円	0.3%	1,191 円	766 円	0%	0 円	0 円
合 計	12.4%	55,291 円	36,566 円	12.4%	55,291 円	36,566 円	△0.1%	0 円	0 円
1人当たり調定額		114,832 円			114,313 円			△519 円	

①賦課限度額を改正した場合の所得と保険税額のイメージ



②モデルケース（夫婦と子ども2人の4人世帯）での国保税額（医療分）

単位：円

給与収入 (給与所得)	①約155万円 (約90万円)	②約297万円 (約200万円)	③約430万円 (約300万円)	④約680万円 (約500万円)	⑤約898万円 (約703万円)	⑥約920万円 (約725万円)	⑦約998万円 (約803万円)
R8税率案 (A)	112,700	241,700	347,700	497,700	650,000	660,000	660,000
限度額改正後 (B)	112,200	240,100	345,100	493,100	643,400	659,600	670,000
比較 (B) - (A)	▲ 500	▲ 1,600	▲ 2,600	▲ 4,600	▲ 6,600	▲ 400	10,000

## 5 今後の進め方

- ・ 1月29日 第2回 国保運営協議会へ「令和8年度の税率及び賦課限度額の改正」について諮問
- ・ 1月末～2月初旬 国保運営協議会から答申
- ・ 2月下旬 2月定例会へ「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を提出